

介護予防ポイント事業

《介護予防ポイント活動者マニュアル》



大 和 市

令和7年4月1日版

健康づくり推進課 健康施策推進係 TEL 046-260-5803

〒242-8601 大和市鶴間 1-31-7 大和市保健福祉センター別館 3 階

介護予防ポイント活動者マニュアル

1. 目的

介護予防ポイント事業は、介護保険第1号被保険者の人が、介護保険施設などにおける介護予防ポイント活動を通じて、生きがいつくりや社会参加の促進、介護予防に取り組むことを目的に行います。

介護予防ポイント活動者が制度を理解し、多くの人が事業に参加しやすくするため、介護予防ポイント活動者マニュアルを定めます。

2. 制度の概要

介護予防ポイント制度は、市が指定する介護保険施設などで行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイントを申請に応じて、現金に転換もしくは、指定受入施設に寄附を行うことができる制度です。

3. 介護予防ポイント活動における心構え・注意点

介護予防ポイント活動を行う上での心構えや注意点においては様々なありますが、その一部について記載します。なお、ここに書かれた事柄以外にも、介護予防ポイント活動者の受け手や活動場所において異なることがあります。

- 相手の立場になって活動しましょう(相手の立場を尊重しましょう。)
- ルールや決まりごとは必ず守りましょう。
- 謙虚な姿勢を持ちましょう。
- 約束を守り、責任を持った行動をとりましょう。
- 周囲とのコミュニケーションを図りましょう(周りと協力しあいましょう。)
- 無理をせず、長く活動しましょう。自身の身体の調子に注意しましょう。
- 相手のプライバシーを守りましょう。(秘密を厳守しましょう。)
- 活動にあった身なり・服装をしましょう(爪、香料、衣服等に注意しましょう。)
- 事故やトラブルが起きないように気をつけ、起こってしまったら速やかに施設職員、市健康づくり推進課へ報告しましょう。
- 活動中困った時は、速やかに施設職員に相談しましょう。

4. 介護予防ポイント活動者の活動範囲

活動内容は、介護保険事業者が介護報酬を得て行う活動以外を対象とし、具体的な内容については、介護予防ポイント活動者の受入施設指定の手続きの際に調整します。なお、主な活動は以下のとおりです。

《参考例》

- ・レクリエーションのお手伝い（楽器演奏、歌、ダンスの披露など）
- ・施設利用者の身の回りのお手伝い（ドライヤーかけ、リネン交換など）
- ・傾聴、話し相手、遊び相手（麻雀、将棋のお相手など）
- ・施設利用者の移動のお手伝い（お散歩、館内移動のお手伝い）
- ・施設の屋外で行うお手伝い（車いす清掃、草むしりなど）
- ・お茶出し、配膳、下膳などのお手伝い（施設内食堂・子ども食堂など）

5. 施設利用者（認知症や精神疾患など）への対応について

介護予防ポイント活動においてお会いする施設利用者には、様々な方がいらっしゃいます。そのため、活動においては、身体的な状況や精神的な状況、また、疾患の有無や認知症状の有無など、個々の状況に応じた対応を行わなければなりません。

そのため、各施設の担当者や相談員などからの指示や注意事項などをしっかりと理解し、施設利用者が気持ちよく介護予防ポイント活動を受けることができるように心掛けてください。

- ・大和市では、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者としての「認知症サポーター」を養成しています。地域で認知症サポーター養成講座を開催していますので、大和市人生 100 年推進課 認知症施策推進係（Tel.260-5612）までお問い合わせください。

6. 登録から活動まで

（1）介護予防ポイント活動者の対象要件

次の全ての要件を満たす方

- ①大和市の介護保険第1号被保険者（65歳以上）
- ②現に大和市に住所を有する方

(2) 介護予防ポイント活動者の登録

「介護予防ポイント事業登録申請書（第1号様式）」に必要事項を記載し、市健康づくり推進課にご提出ください。

記載内容を審査し、対象要件を満たすと認めたときは、介護予防ポイント事業活動者として登録します。

(3) 介護予防ポイント活動研修の受講

介護予防ポイント活動者の登録を終えた方を対象に、市健康づくり推進課が開催する研修を行います。なお、研修では、「介護予防ポイント制度」の概要や介護予防ポイント活動における介護予防ポイントの付与方法やポイントの換金方法、注意点などについてご説明します。

（2年度目以降は、介護予防ポイント活動者の登録手続き及び研修の受講は必要ありません。）

(4) 介護予防ポイント手帳の交付

介護予防ポイント活動研修を受講した方に、研修を修了した旨を記載した「介護予防ポイント手帳」（以下、「手帳」と記載）を交付します。

「手帳」の『年度』とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

- ・2年度目以降は、新年度用の手帳を市健康づくり推進課よりご自宅へ郵送します。送付時期は、毎年3月下旬となります。

（ただし、2年度間の活動実績がない方については、自動的な手帳の発行は行いません。活動の再開を希望する場合は、活動開始時に市健康づくり推進課または活動施設にその旨を申し出てください。）

- ・手帳の発行をもって、介護予防ポイント活動者の受入施設に対して、登録者の情報を提供します。
- ・当該年度の手帳を紛失し、再発行を求める場合は、市健康づくり推進課に「介護予防ポイント手帳再発行申請書（第4号様式）」を提出してください。なお、その際、再発行日前の活動で得たポイントは承継しないものとします。
- ・登録情報（住所・電話番号等）が変わった場合、もしくは、登録を解除する場合、市健康づくり推進課に「介護予防ポイント活動者登録事項変更届兼登録解除申出書」を提出してください。

(5) 介護予防ポイント活動の開始

介護予防ポイント活動を行いたい指定受入施設に連絡し、職員の指示に従い、活動を開始してください。

なお、受入施設が、利用者等との接遇方法や介護予防ポイント活動における注意事項など、介護予防ポイント活動者に対して、個別の研修の受講を求めた場合、介護予防ポイント活動者は、その研修を受講し、修了しなければ、活動には従事できません。

(6) 介護予防ポイント活動の保険

介護予防ポイント活動中において、偶然発生した事故については、『新しい公共を支える市民活動補償制度』を適用します。

この制度は、市が保険会社と契約を結び、保険料を市で負担しているため、個別の登録・申込みを必要としません。事故が発生した場合、状況を確認した上で補償の可否を判断しますので、速やかに市健康づくり推進課（Tel 046-260-5803）への連絡をお願いします。

(7) 介護予防ポイントの付与

市健康づくり推進課での研修を受講し、活動者登録された日以降のポイントが有効となります。

- ・介護予防ポイント活動を行う際は、必ず手帳をご持参ください。手帳を忘れた場合、後日に介護予防ポイント（以下、「ポイント」と記載）を付与することはできません。
- ・介護予防ポイント活動に応じて、ポイントの付与と手帳に活動確認スタンプ（以下、「スタンプ」と記載）を押印します。
- ・ポイントは、介護予防ポイント活動、概ね1時間につき100ポイントを付与し、手帳に1個のスタンプを押印します。
- ・ポイントは、年度毎に30,000ポイントの付与を上限とします。また、1日あたりの付与は、最大200ポイントまでとし、1日において2時間以上、または2ヶ所以上で活動を行った場合も、これを超えないものとします。
- ・ポイントの有効期限は、当該活動を行った年度の翌年度末とします。

(8) 介護予防ポイント転換金の交付手続き

- ・ポイントを現金に転換し、個人の口座、又は指定受入施設の口座に振り込む（寄附）場合、市健康づくり推進課に「大和市介護予防ポイント転換金交付申請書（第10号様式）」に必要事項を記載し、手帳を添えて、提出してください。
- ・指定受入施設に寄附を希望する場合は、匿名・実名を選択してください。
- ・なお、市税、介護保険料等の滞納がある場合は、転換金を交付することはできません。
- ・ポイントの転換金への算定基準は次のとおりです。

ポイント	転換金額
1,000ポイント以上2,000ポイント未満	1,000円
2,000ポイント以上3,000ポイント未満	2,000円
3,000ポイント以上4,000ポイント未満	3,000円
4,000ポイント以上5,000ポイント未満	4,000円
5,000ポイント以上6,000ポイント未満	5,000円
⋮	⋮
29,000ポイント以上30,000ポイント未満	29,000円
30,000ポイント	30,000円

- ・1,000ポイント単位で転換することができます
（1,000ポイント未満は転換できません）。
- ・単年度に転換できるポイントは、30,000ポイントまでとします。
- ・取得したポイントの有効期限は、取得した年度の翌年度末までとします。

○1,000ポイント未満の端数のポイントについては、翌年度に繰り越しができます。
ポイント転換金申請に、前年度と当年度のポイントを合わせて使うことができますので、
ポイントが残っている時は、手帳を大切に保管してください。

○国税局によると、介護予防ポイント転換による収入は所得税法の雑所得に該当し、
確定申告が必要となる場合があります。

詳細は国税局ホームページまたは、大和税務署までお問い合わせください。

介護予防ポイント事業登録申請書

大和市長 あて

当該申請の情報を指定受入施設に提供することについて同意した上で、次のとおり申請します。

介護保険被保険者番号										
ふりがな										
氏 名										
住 所	大和市									
電話番号(自宅)	— —									
(携帯)	— —									
生年月日	M・T・S 年 月 日									
ボランティア活動の経験はありますか。(福祉施設・障がい施設・その他) 《活動した内容》 										
《個人情報の保護に関する誓約書》 大和市長 あて 私は、介護予防ポイント活動を行うにあたり、活動中並びに活動終了後においても、活動上知り得た利用者等の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らしません。 以上、誠実に遵守することを誓います。 年 月 日 氏名										

介護予防ポイント手帳再発行申請書

大和市長 あて

当該申請の情報を指定受入施設に提供することについて同意した上で、次のとおり、介護予防ポイント手帳の再発行を申請します。

介護保険被保険者番号										
ふりがな										
氏 名										
住 所	大和市									
電話番号(自宅)	— —									
(携帯)	— —									
生年月日	M・T・S 年 月 日									
《個人情報保護に関する誓約書》 大和市長 あて 私は、介護予防ポイント活動を行うにあたり、活動中並びに活動終了後においても、活動上知り得た利用者等の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らしません。 以上、誠実に遵守することを誓います。 年 月 日 氏名										

大和市長あて

介護予防ポイント転換金交付申請書

印

私は、介護予防ポイント転換金の交付を申請します。

また、私はこの申請にあたり、市税、介護保険料等の滞納の有無について調査することに同意します。

申請者氏名	(印)									
住 所	大和市									
介護保険被保険者番号 (10桁)										

保有ポイント数	① 今年度分			② 前年度分(繰り越し)			③ 合計 (①+②)			
	令和	年度	ポイント	令和	年度	ポイント	ポイント			
④ 転換希望 ポイント				ポイント (円)		ポイント残高数 (③-④)		ポイント		

転換するポイントについて、 どちらかに○をつけてください	A ご自身の口座に振込	B 寄附をする
---------------------------------	-------------	---------

A ご 自 身 の 口 座 に 振 込	【介護予防ポイント転換金は、次の口座に振込してください】										
	銀行・信用金庫 信用組合・農協						支店				
	金融機関コード (4桁)						支店等コード (3桁)				
	預金の種類 (○をつけてください)	普通・当座	口座番号 (7桁) 右詰めで記入								
	口座名義人 カタカナで記入					振込対象 ポイント		ポイント			
	※健康づくり推進課使用欄:通帳等のコピー添付(金融機関・支店・口座番号等がわかるもの) / 前年と同じ / 確認 ☐										

B 寄 附 を す る	【介護予防ポイント転換金は、次の施設に寄附をします】										
	施設名							☐ 実名で寄附 ☐ 匿名希望 ○印がない場合は実名で寄附となります			
	寄附先指定口座										
	銀行・信用金庫 信用組合・農協						支店				
	金融機関コード(4桁)						支店等コード(3桁)				
	預金の種類 (○をつけてください)	普通・当座	口座番号 (7桁) 右詰めで記入								
口座名義人					振込対象 ポイント		ポイント				

介護予防ポイント事業活動者受入施設一覧

※敬称略

	施設名（法人名）	施設形態	住所	担当者	電話番号（FAX）
1	ロゼホームつきみ野	特別養護老人ホーム他	242-0001 下鶴間 418-2	大谷	046-272-8808 (046-272-8818)
2	サンホーム鶴間	特別養護老人ホーム他	242-0005 西鶴間 8-1-2	青木	046-277-0033 (046-277-0880)
3	みなみ風	特別養護老人ホーム	242-0029 上草柳 164-5	今井	046-264-1000 (046-264-1006)
4	晃風園	特別養護老人ホーム	242-0026 草柳 2-15-1	平田	046-263-8728 (046-263-9802)
5	晃風園ぬくもり	特別養護老人ホーム	242-0011 深見 1736-2	西浜	046-263-8088 (046-263-0080)
6	ル・リアンふかみ	特別養護老人ホーム	242-0011 深見 2106-1	山本	046-200-3366 (046-200-3367)
7	ひまわりの郷	特別養護老人ホーム	242-0014 上和田 3467-1	大内	046-201-0310 (046-201-0312)
8	和喜園	特別養護老人ホーム	242-0015 下和田 822-1	中上	046-268-2733 (046-268-2603)
9	敬愛の園（特養）	特別養護老人ホーム	242-0024 福田 1551	菅沼	046-267-1210 (046-268-1788)
10	敬愛の園（養護）	養護老人ホーム	242-0014 上和田 1088-1	今村	046-267-1038 (046-268-2644)
11	敬愛の園ケアセンター	通所介護施設	242-0024 福田 1551	池田	046-269-9001 (046-269-8040)
12	ヴィラ愛成	グループホーム	242-0017 大和東 1-13-17	岩崎	046-259-8641 (046-259-8642)
13	エスケアホーム大和 エスケアライフ大和	小規模多機能型居宅介護/グループホーム	242-0007 中央林間 6-8-6	(ホーム)児玉 (ライフ)斉藤	(ホーム)046-278-2810 (ライフ)046-278-2811 (046-272-8531)
14	大和 YMCA	グループホーム	242-0017 大和東 3-3-16	瀬戸	046-264-3192 (046-264-3551)
15	げんきステーションより道一休	小規模多機能型居宅介護	242-0024 福田 5-26-10	尾下	046-269-5385 (046-269-5385)

16	ニチケアセンター大和西鶴間	グループホーム	242-0005 西鶴間 7-9-17	平川	046-271-1281 (046-271-1282)
17	社会福祉法人 敬愛会 まごころデイサービスセンター	通所介護施設	242-0022 柳橋 2-11	永嶋 堀江	046-267-9992 (046-267-9038)
18	ニチケアセンター大和桜森	グループホーム	242-0028 桜森 2-26-4	岩崎	046-265-6651 (046-265-6652)
19	スミール桜ヶ丘	特別養護老人ホーム	242-0014 上和田 1021-1	一杉	046-267-3818 (046-267-1578)
20	げんきステーションあくしゅ	看護小規模多機能型居 宅介護	242-0014 上和田 846-6	船坂	046-269-8008 (046-240-8778)
21	福田の里	障害者支援施設	242-0024 福田 74	鈴木	046-267-8425 (046-267-8426)
22	SOMPO ケア ハッピーデイズ高座渋谷	通所介護施設	242-0023 渋谷 8-3-5	庄司	046-279-5584 (046-279-5585)
23	SOMPO ケア そんぼの家 つきみ野	介護付有料老人ホーム 子ども食堂※ 毎月第2土曜日	242-0002 つきみ野 1-5-3	金野	046-271-5777 (046-271-5778)
24	SOMPO ケア ラヴィーレ高座渋谷	介護付有料老人ホーム 子ども食堂※ 毎月第4土曜日	242-0024 福田 1942	加藤	046-279-1165 (046-201-0022)
25	SOMPO ケア ラヴィーレ中央林間	介護付有料老人ホーム 子ども食堂※ 毎月第4土曜日	242-0007 中央林間 8-2-19	塚原	046-278-1165 (046-278-1172)
26	SOMPO ケア ラヴィーレ大和	介護付有料老人ホーム 子ども食堂※ 毎月第4土曜日	242-0029 上草柳 2-19-16	澤田	046-200-0002 (046-200-1165)
27	SOMPO ケア ハッピーデイズ鶴間	通所介護施設	242-0029 上草柳 7-5-5	末松	046-264-0084 (046-264-0089)
28	SOMPO ケア そんぼの家 大和	介護付有料老人ホーム 子ども食堂※ 毎月第4土曜日	242-0023 渋谷 4-6-4	會田	046-201-0100 (046-201-0103)
29	ケアセンター敬愛の園 桜ヶ丘	通所介護事業所	242-0014 上和田 1088-1	村上 高村	046-204-8388 (046-204-9388)
30	まごころ地域福祉センター 大和子市子育て支援センター	子育て支援施設	242-0022 柳橋 2-11	永嶋 佐藤	046-267-9992 (046-267-9038)

※月に一度子ども食堂の開催あり（参加される場合は事前に各施設へ開催の有無を確認してください）

